

(参考) トップレベル事業所認定の詳細

1 認定の仕組みの概要

都が、地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として認定基準に適合すると認めるとき、当該事業所の削減義務率についてトップレベル事業所は1/2、準トップレベル事業所は3/4に軽減する。削減義務率の軽減は、認定された年度の属する計画期間の末までとする。ただし、第一計画期間に限り、認定年度から5年間とする。

区分		削減義務率 (本則)	トップレベル 事業所	準トップレベル 事業所
I-1	オフィスビル等※と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	17%	8.5%	12.75%
I-2	オフィスビル等のうち、地域冷暖房 等を多く利用している事業所	15%	7.5%	11.25%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 (工場等)	15%	7.5%	11.25%

※オフィスビル等・・・オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、教育施設、医療施設等

2 認定基準

●評価項目

下記の3つの評価区分により、オフィスビル等であれば213項目、工場等であれば352項目について多面的に評価し、項目ごとにとり組状況を点数化する。

- 一般管理事項・・・省エネ推進体制の整備、エネルギー管理の状況等
- 建物及び設備の性能に関する事項・・・空調、照明設備、生産設備等の省エネ性能
- 事業所及び設備の運用に関する事項・・・室内温湿度の管理、空調・照明設備、生産設備等の保守管理等

評価項目の区分	オフィスビル等			工場等		
	必須項目	一般項目	加点項目	必須項目	一般項目	加点項目
I 一般管理事項	17	4	2	17	4	2
II 建物及び設備性能に関する事項	25	39	51	14	51	133
III 事業所及び設備の運用に関する事項	14	53	8	32	49	50
小計	56	96	61	63	104	185
計 (必須+一般)	213 (152)			352 (167)		

- ・必須項目・・・トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- ・一般項目・・・トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの
- ・加点項目・・・認定申請事業所において、取組を行っているとき評価の対象とするもの

●総合得点の計算方法

総合得点＝基礎得点（必須項目の得点＋一般項目の得点＝満点100点）＋加点項目（上限20点）

●トップレベル事業所等の要件

(1) トップレベル事業所の要件

- ・総合得点が80点以上であること。
- ・必須項目について、評価点が0点の項目が1つもないこと。

(2) 準トップレベル事業所の要件

- ・総合得点が70点以上であること。
- ・必須項目について、評価点が0点の項目が4つ以内であること。

### 3 第2計画期間年度別認定事業所数

- ・ これまでにトップレベル事業所又は準トップレベル事業所に認定された事業所の総数を示す。
- ・ 準トップレベル事業所認定後、後年度にトップレベル事業所に向上した場合、双方の年度に重複計上している。
- ・ 双方の年度の重複を除いた場合、第2計画期間の認定事業所数は、61事業所となる。

区分	2015年度	2016年度	2017年度	合計
トップレベル事業所	15	9	5	29
準トップレベル事業所	19	11	5	35
合計	34	20	10	64

### 4 トップレベル事業所における省エネ対策のイメージ

評価項目の下の横棒は、得点状況を示す。

高さ：対策重要度、長さ：実施の程度、評価分類（◎：必須項目、○：一般項目、+：加点項目）

